

# 令和8年度（一社）中部労働技能教習センターの 資格取得講習等の費用一部助成制度要綱

## 第1 目的

本事業は、建設業部会に所属する会員企業の従業員の資質向上及び自己啓発を支援するため、受講料等の一部を助成することを目的とする。

## 第2 助成対象者

助成金の交付を受けることができる者は、第1に規定する会員企業に勤務する役員・家族従業員・一般従業員とする。

## 第3 助成対象期間

助成の対象となる受講期間は令和8年4月1日から令和9年2月28日までとする。前項の期間内に受講を開始し、かつ完了したものを原則とする。

## 第4 助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という）は、資格取得講習1種につき1回限りとし、次に掲げるものとする。

- ①（一社）中部労働技能教習センターが実施する資格取得講習に係る受講料
- ②（一社）中部労働技能教習センターが実施する資格取得講習に係る教材費

(2) 検定試験の受講料、振込手数料、交通費、宿泊費、及び任意の参考書代等は対象外とする。

## 第5 助成金の額

(1) 助成金の額は、予算の範囲内において、対象経費の全額を年度内の総受講者数で案分した額とする。

(2) 前項の規定により算出された額が、対象経費の2分の1を超えるときは、対象経費に2分の1を乗じて得た額を交付額の上限とする。

(3) 交付額の確定は、年度末の集計をもって行い、速やかに各申請者へ通知するものとする。

## 第6 受講の手続き

助成を希望する者は、各企業において任意に講習の選定及び申し込みを行うものとする。

## 第7 交付申請

助成金の交付を受けようとするものは、受講完了後、令和9年2月28日までに次に掲げる書類を高森町商工会に提出しなければならない。

- (1) 受講料等助成金交付申請書
- (2) 受講料等の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- (3) 受講の完了を証する書類（修了証の写し等）

## 第8 助成金の支払い

助成金は、前条の確定通知後、原則として申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。